



県章

三重県公報

平成2年12月21日 金曜日 第202号

目次

告示

- 新たに土地を生じた旨の届出 (地方課) 1
- 字の区域を変更する旨の届出 (同) 2
- 平成2年度自衛官の第4次募集期間、採用試験期日及び試験場 (同) 2
- 三重県準過疎地域活性化推進要綱 (地域振興課) 3
- 有害な図書類の指定 (青少年婦人課) 5
- 結核予防法の規定による医療機関の指定 (保健予防課) 6
- 結核予防法の規定による医療機関からの指定の辞退 (同) 7
- 保安林の指定をする予定である旨の通知 (林業課) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧 (砂防課) 8
- 海調委告示
 - 三重県海域におけるいるかの採捕についての指示 (三重海区漁業調整委員会) 11
- 公告
 - 三重県公共企業の業務状況の公表 (財政課) 21
 - 平成2年第2回三重県財政状況の公表 (同) 36
 - 土地改良区役員の退任及び就任の届出 (耕地課) 36
 - 土地改良事業の認可 (同) 45
 - 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 45
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 45

告示

三重県告示第682号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、度会郡南勢町の区域内において、次のとおり新たに土地を生じたことを平成2年6月21日確認した旨、同町長から届出があった。

課長
副課長
課長補佐
主幹
主任
主査

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

- 1 度会郡南勢町礫浦字コイジ209の4、210、211の3の地先公有水面埋立地1,124.11平方メートル
- 2 度会郡南勢町礫浦字ホエガ谷213の1、214の1、215の2の地先公有水面埋立地676.57平方メートル
- 3 度会郡南勢町礫浦字向井216から218まで、221から223まで、251、251の3、251の4、253の4の地先公有水面埋立地943.11平方メートル

三重県告示第683号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、度会郡南勢町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出があった。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

- 1 度会郡南勢町礫浦字コイジに編入する区域
度会郡南勢町礫浦字コイジ209の4、210、211の3の地先公有水面埋立地1,124.11平方メートル
- 2 度会郡南勢町礫浦字ホエガ谷に編入する区域
度会郡南勢町礫浦字ホエガ谷213の1、214の1、215の2の地先公有水面埋立地676.57平方メートル
- 3 度会郡南勢町礫浦字向井に編入する区域
度会郡南勢町礫浦字向井216から218まで、221から223まで、251、251の3、251の4、253の4の地先公有水面埋立地943.11平方メートル

三重県告示第684号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定により、平成2年度自衛官（2等陸士、2等海士及び2等空士）の第4次募集期間、採用試験期日及び試験場を次のとおり定める。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

- 1 第4次募集期間
平成3年1月1日から同年3月31日まで
- 2 試験期日
募集期間中で受験票に指定する日
- 3 試験場の位置及び名称

- (1) 津市桜橋一丁目91
自衛隊三重地方連絡部（本部）(TEL0592-28-7463)
- (2) 四日市市安島一丁目2番10号
自衛隊三重地方連絡部四日市募集事務所(TEL0593-51-1723)
- (3) 鈴鹿市算所三丁目16-30 ハヤカワビル3F
自衛隊三重地方連絡部鈴鹿募集事務所(TEL0593-79-3350)
- (4) 津市本町29-24
自衛隊三重地方連絡部津募集事務所(TEL0592-24-4324)
- (5) 伊勢市神久二丁目1-58
自衛隊三重地方連絡部伊勢募集事務所(TEL0596-23-3880)
- (6) 上野市緑ヶ丘東町798-1
自衛隊三重地方連絡部上野募集事務所(TEL0595-21-6720)
- (7) 熊野市井戸町670-1
自衛隊三重地方連絡部熊野募集事務所(TEL05978-5-2214)

三重県告示第685号

三重県準過疎地域活性化推進要綱を次のように定める。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

三重県準過疎地域活性化推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号。以下「過疎法」という。）の趣旨にのっとり、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域で過疎法が適用されない地域の産業基盤、生活環境等に対する総合的かつ計画的な対策を推進することにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(準過疎地域の指定)

第2条 知事は、次に掲げる要件に該当する市町村の区域を「準過疎地域」として指定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る昭和60年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「人口減少率」という。）が、0.18以上であること。

ロ 人口減少率が0.13以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和60年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値(以下「高齢者比率」という。)が、0.16以上であること。

ハ 人口減少率が0.13以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和60年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値(以下「若年者比率」という。)が、0.16以下であること。

(2) 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和61年度から昭和63年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.50以下であること。
(準過疎地域活性化のための対策の目標)

第3条 準過疎地域の活性化のための対策は、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進するものとする。

- (1) 農林漁業・地場産業の育成、企業の導入、観光の開発等地域の特性を活かした産業振興対策を推進し、安定した就労の場の確保を図ること。
- (2) 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図り、産業の振興と生活の利便性を確保すること。
- (3) 生活環境の整備、高齢者の福祉その他の福祉の増進、医療の確保並びに教育及び文化の振興を図り、住民の生活と福祉を向上させること。

(市町村における活性化対策の推進)

第4条 準過疎地域の市町村は、前条の目標を達成するための方策を当該市町村総合計画に定めなければならない。

(県の援助措置)

第5条 県は、準過疎地域の市町村の活性化対策を推進するため、別に定める援助措置を講ずるほか、必要な協力を行うものとする。

(準過疎地域の市町村以外の市町村に対する適用)

第6条 平成2年の国勢調査又は平成7年の国勢調査の結果による人口(年齢別人口を含む。)が公表された場合における準過疎地域の市町村以外の市町村については、それ以前の25年間における人口減少率が0.18以上の要件を満たすもの又は人口減少率が0.13以上で、当該国勢調査の結果による高齢者比率が0.16以上若しくは若年者比率が0.16以下の要件を満たし、かつ当該公表時点における直近3箇年の平均財政力指数が0.50以下の要件を満たすものに限り、この要綱を適用するものとする。

2 前項に指定する人口が公表された場合とは、過疎法第2条第2項の規定に

より公示されたときとする。

附 則

(施行期日等)

- この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- この要綱は、平成12年3月31日限り、その効力を失う。
(準過疎地域指定の効力の失効)
- 過疎法の適用を受けるに至った準過疎地域指定の効力は、過疎法の適用を受けるに至った日限り失効するものとする。

三重県告示第686号

三重県青少年健全育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

番号	種別	題 名	発行所	発 行 日	指 定 日	指 定 理 由
223	雑誌	ACTRESS 雑誌01428EX-04	エスケイ チー出版	不 明	平成2年 12月15日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
224	"	アップル通信 1990 9月 雑誌01559-9	三和出版 株式会社	平成2年 9月1日		
225	"	男の特選地図 No16 1990 8 雑誌17980-8	三和出版 株式会社	平成2年 8月15日		
226	"	オトメクラブ 1991.1 VOL.48 NO.1 雑誌コードG2293-1	株式会社 白夜書房	平成3年 1月1日		
227	"	お向いの若奥さんドッキリ写真 1 1991 雑誌02235-1	考友社出 版(株)	平成3年 1月1日		
228	"	快樂の花びら 雑誌01428EX-03	エクセル 出版株式 会社	不 明		
229	"	さくらんぼ通信 No52 1991 1 雑誌14013-1	大洋図書	平成3年 1月1日		
230	"	SPARK '90/9 雑誌コードD03365-9	御 白 夜 書 房	1990年 9月1日		
231	"	鮮烈写真CLUB 鮮烈写真12月増刊 雑誌05672-12	平和出版 株式会社	1990年 12月1日		
232	"	投稿熱写ボーイ シティブレス12月号増刊 雑誌コード04340-12/15	御東京三 世 社	平成2年 12月15日		
233	"	覗きSPECIAL 1991 1月号 雑誌03680-1	株式会社 サン出版	1991年 1月5日		

234	"	マスカットNote 1991 1月号 雑誌08345-1	㈱大洋書房	1991年 1月1日
235	"	真弓・呻く LM-シA	D○企画	不 明
236	"	モンロー・ハウス NO.9 1990 8 雑誌14136-8	三和出版 ㈱	平成2年 8月15日
237	"	ベストビデオ 1月号 美少女ビデオマガジン No.48 雑誌コード17979-1	三和出版 株式会社	平成3年 1月1日
238	"	乱溺 RANDEKI LL-サB	D○企画	不 明
239	コミック	ダッチー ^{なも} 理緒 TSUKASA COMICS 雑誌53211-51	司 書 房	1990年 10月25日
240	"	ちよっとでんじょ ^{あて} い ^ち ゃ TATSUMI COMICS 雑誌51811-58	辰巳出版	平成2年 11月15日
241	"	Half Maid ISBN4-87183-311 -9 C0079	桜桃書房	1990年 9月1日
242	"	びんびんeyes [㊟] YOUNG KING COMICS 雑誌50012-44	少年画報 社	平成2年 7月15日
243	"	ブツツ☆綾美ちゃん コミック文庫 ISBN4-8296-7170 -X C0171	フランス 書 院	1990年 10月30日
244	"	放課後ドッキン・デイト コミック文庫 ISBN4-8296-7120 -3 C0171	フランス 書 院	1989年 9月30日
245	"	未確認ヒコー体験 エース・ファイブ・コミックス 雑誌51412-31	松 文 館	平成2年 11月15日
246	"	ミルクードール いずみコミックス 雑誌53110-93	一 水 社	平成2年 11月25日
247	"	メイクLOVEせんせい アイドル・コミックス 雑誌51911-57	辰巳出版	平成2年 6月25日
248	"	U-jin) BRAND [㊟] 遊人ブランド 雑誌50615-48	㈱スタジ オ・シッ プ	1990年 10月20日

三重県告示第687号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定した。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

施設の名称	施設の所在地	開設者	指定年月日
九鬼診療所	尾鷲市九鬼町1080の1	日置康生	2.11.14
うの森クリニック	四日市市鶴の森一丁目5番20号須藤ビル2F	医療法人居仁会 理事長藤田貞雄	2.10.19
南輪内診療所	尾鷲市賀田町33	山本耕弘	2.11.28
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕1丁目13の3	亀谷章	2.11.20

三重県告示第688号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

施設の名称	施設の所在地	開設者	指定年月日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕1丁目13の3	亀谷晋	2.11.19

三重県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣臨時代理国務大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があった。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 保安林予定森林の所在場所
一志郡美杉村八知字佐田5643の25（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

- 保安林予定森林の所在場所

一志郡美杉村八知字トリガウエ3494の2,3494の19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、中勢北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第690号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。

平成 2 年 12 月 21 日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東禅寺(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡藤原町大字東禅寺字神垣内

3 区域の土地の表示

員弁郡藤原町大字東禅寺字神垣内1507の2、1508、1519の一部、1520の1、1521の1、1521の2、1522、1522の1、1527及び1526の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第 2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

四日市市北山町谷尻、西広及び中ノ山

3 区域の土地の表示

四日市市北山町谷尻1799の4、1799の3、1802、1803、1804、1805、同町西広1653、1651、1652、同町中ノ山1958、1957の1、1957、1954の1、1978、1979、1944、1946、1947、1954の4、1953及び1952の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第 3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

加佐登(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鈴鹿市加佐登町字野住

3 区域の土地の表示

鈴鹿市加佐登町字野住159の3、159の4、159の1、159の5、160の1、177の2、177の5、177の4、176の4、179、178の2、181の2及び181の3の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中屋敷地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

亀山市江ヶ室1丁目、西町字池ノ下及び北町

3 区域の土地の表示

亀山市江ヶ室1丁目450の1、449の1、446の1の一部、446の4、444の2、444の3、443、西町字池ノ下568の一部、567の2の一部、567の3、567の1、北町1476の1、1477及び1478の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第 5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

坂下中町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鈴鹿郡関町大字坂下字下中町

3 区域の土地の表示

鈴鹿郡関町大字坂下字下中町90の1の一部、91の一部、93、96、97、100、101、105の1の一部、105の2、107の一部、110の一部、111の一部、115の一部、116の一部、119の一部、120の一部、123の一部、124の一部、127の一部、128の一部、130の一部、132の一部、135の一部、137の一部、140の一部、139の2の一部、139の一部、138、134の1、133、133の1、129、126、125、122の1、122、121、118、117、117の1、114、113、112の1、112、109、108、103の1、103の3、102の2、99、98、95、94

の1及び94の2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
石橋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡一志町大字石橋字上ノ垣内、字工藤及び字楠谷

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

一志郡一志町大字石橋

- 字上ノ垣内278の1 1号
- ” 301 2号及び3号
- ” 300 4号
- ” 291 5号及び6号
- 字工藤457 7号
- ” 460 8号
- 字上ノ垣内220の2 9号
- ” 224 10号
- ” 247の2 11号
- ” 285の1 12号
- ” 268 13号
- ” 271 14号

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下組(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡美杉村丹生俣字樋ノ口及び字笹谷

3 区域の土地の表示

一志郡美杉村丹生俣字樋ノ口201の一部、200、189の3の一部、190の1、188の1、178の1、186の1の一部、186の2の一部、186の3、179の一部、173の一部、172の一部、字笹谷244の一部、233の一部及び228の一部並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
相差(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鳥羽市相差町字鶴塚

3 区域の土地の表示

鳥羽市相差町字鶴塚324の1、324の4、324の5、324の6、347、346、343、324、324の3及び324の2の土地

第9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

天満浦長浜地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市大字天満浦字長浜

3 区域の土地の表示

尾鷲市大字天満浦字長浜1の1、6、7の2、29、30の1、31、38、39、42の1、44の1、44の4、44の3、44の2、43の1、43の2、41、40、35、36、37、33、21、21の1、17、18、14、9の2、9の1、9の3、9の1、9の4、5、2、2の2、1の2、1の6及び1の5の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地

第10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

長浜東地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡海山町大字引本浦字長浜輪戸、字輪ノ谷及び字在ノ上

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を普通河川松原谷川の左岸境界線に沿って結んだ線、標柱2号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を県道須賀利港相賀停車場線の敷地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北牟婁郡海山町大字引本浦

- 字長浜輪戸630の1 1号
- 字輪ノ谷633の1 2号及び3号
- 字在ノ上528の31 4号及び5号
- ” 528の32 6号及び7号

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第8号

三重県海域におけるいるか(歯鯨亜目のうちマッコウクジラ科の鯨を除く鯨

をいう。以下同じ。)の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成2年12月21日

三重海区漁業調整委員会会長 上野雅孝

1 操業の制限

(1) 三重県海域においては、いるかを採捕してはならない。ただし、突棒漁業によりいるかを採捕する場合で、三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者については、この限りでない。

(2) 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものであること。

ア これまで三重県海域において操業実績を有する者

イ 委員会が特に認めた者

(3) 承認の対象となる船舶は、20トン未満の漁船とする。

2 操業期間

この漁業の操業期間は平成3年4月1日から同年6月30日までとする。

3 承認証の携帯及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際委員会が交付した承認証を携帯するとともに、操業旗章を掲揚しなければならない。

4 陸揚港

この漁業の承認を受けた者は、委員会が指定した次の港に陸揚げしなければならない。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。この場合、陸揚げ後速やかに委員会に報告しなければならない。

陸揚港……………尾鷲港

5 漁獲報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、平成3年8月31日までに、別に定める様式により漁獲報告書を委員会に提出しなければならない。この場合において、県外に住所を有する者については、その住所地を管轄する都道府県を經由して提出するものとする。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、いるか突棒漁業承認事務取扱要領(別紙)によるものとする。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は平成3年1月1日から同年12月31日までとする。

(別紙)

いるか突棒漁業承認事務取扱要領

1 承認の申請

いるか突棒漁業の操業の承認(以下「漁業の承認」という。)を受けよ

うとする者は、使用する船舶ごとに、いるか突棒漁業操業承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

この場合において、県外に住所を有する者は、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめのうえ、いるか突棒漁業操業承認申請総括表(第2号様式)と知事の副申を添えて提出しなければならない。

(1) 所属漁業協同組合長の副申書(県内のみ)

(2) 漁船原簿謄本

2 申請書の提出期間

平成3年2月1日から同年2月28日までとする。

ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

3 承認証の交付

承認した場合は、承認証(第3号様式)を次によって交付する。

(1) 県内に住所を有する者については、所属漁業協同組合を經由して交付する。

(2) 県外に住所を有する者については、その所在地を管轄する都道府県を經由して交付する。

4 承認証の書換え交付

漁業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにいるか突棒漁業操業承認証書換え交付申請書(第4号様式)を委員会に提出し承認証の書換え交付を受けるものとする。

5 承認証の再交付

漁業の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにいるか突棒漁業操業承認証再交付申請書(第5号様式)を委員会に提出し承認証の再交付を受けるものとする。

6 漁獲報告書の提出

委員会指示の5に規定する、いるか突棒漁業漁獲報告書の様式は、第6号様式のとおりとする。

7 承認旗章の掲揚

漁業の承認を受けた者は、いるか突棒漁業の操業中は、承認旗章(第7号様式)を掲げなければならない。

第3号様式

みえいるか第 号

いるか突棒漁業操業承認証

三重海区漁業調整委員会指示（平成2年三重海区漁業調整委員会告示第8号）の1に基づき、下記のとおり承認します。

住所
氏名

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総 ト ン 数 トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 馬力
- 5 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 操 業 区 域 三重県沖合海域
- 7 根 拠 地
- 8 指定水揚港 港
- 9 所属漁業協同組合名 漁業協同組合
- 10 船舶所有者 住所
氏名

年 月 日

三重海区漁業調整委員会

会長

印

第4号様式

いるか突棒漁業操業承認証書換え交付申請書

年 月 日

三重海区漁業調整委員会会長 様

住所

氏名

印

さきに交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更を生じたので書換え交付を申請します。

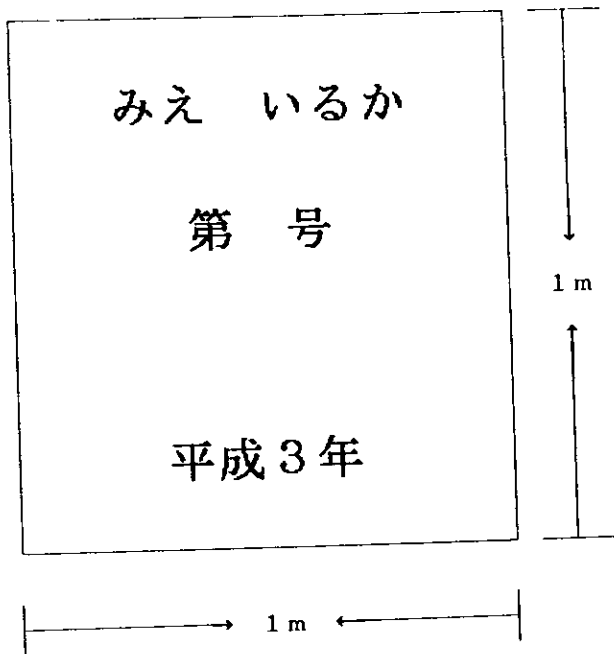
記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 4 変更しようとする理由

第7号様式



備 考

- 1 文字及び数字は黒色とし、下地は白色とする。
- 2 文字の大きさは10センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上とする。

公 告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成2年4月1日から平成2年9月30日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

水道事業

1 事業の概況

中勢水道用水供給事業は、津市、久居市並びに一志郡嬉野町、一志町、白山町及び三雲町に対し、1日最大給水量8万1,416立方メートルを給水している。

北勢水道用水供給事業は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町及び木曾岬町並びに三重郡朝日町、川越町及び楠町に対し、1日最大給水量8万300立方メートルを給水している。また、昭和63年度から四日市市、鈴鹿市及び三重郡菟野町の2市1町を給水区域とし、1日最大計画給水量5万1,000立方メートル、総事業費130億円で拡張事業に着手し、現在施工中である。

南勢志摩水道用水供給事業（南勢水道系）は、松阪市及び伊勢市を中心とする南勢地域の3市7町1村を給水区域とし、1日最大計画給水量12万5,150立方メートル、総事業費700億円で昭和50年度から建設に着手し、二期工事を施工中である。現在、伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南郡飯南町、多気郡明和町、勢和村並びに度会郡二見町、小俣町、度会町及び玉城町に対し、1日最大給水量4万600立方メートルを給水している。

南勢志摩水道用水供給事業（志摩水道系）は、志摩郡5町に対し、1日最大給水量3万1,000立方メートルを給水している。また、平成元年度から、1日最大計画給水量1万立方メートル、専用事業費50億円で拡張事業に着手し、現在施工中である。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりである。

3 決算の状況

平成元年度決算の状況は、平成元年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりである。

別表1

損益計算書

平成2年4月1日から
平成2年9月30日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	1,657,499,709	営業収益	2,372,208,744
原水及び浄水費	417,994,079	給水収益	2,371,870,392
配水費	150,569,208	その他営業収益	338,352
業務費	240,581,422		
総係費	120,511,000		
減価償却費	693,606,500		
資産減耗費	34,237,500		
営業外費用	939,266,204	営業外収益	386,972,090
支払利息及び企業債取扱諸費	926,134,411	受取利息	190,791,929
繰延勘定償却	13,131,793	他会計補助金	195,631,000
		雑収益	549,161
当期費用合計	2,596,765,913		
当期純利益	162,414,921		
合 計	2,759,180,834	合 計	2,759,180,834

別表2

貸借対照表

平成2年9月30日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	116,219,138,350	固定負債	30,293,361,927
有形固定資産	113,061,081,821	引当金	964,393,862
無形固定資産	1,414,739,993	その他固定負債	29,328,968,065
投 資	1,743,296,536	流動負債	2,242,074,153
流動資産	777,683,848	一時借入金	1,906,093,056
未収金	608,071,656	前受金	13,000,000
貯蔵品	68,288,012	未払金	230,519,073
前払金	1,103,383	その他流動負債	92,462,024
その他流動資産	100,220,797	負債合計	32,535,436,080
繰延勘定	13,131,793	資本金	57,428,791,295
災害損失	13,131,793	自己資本金	6,345,022,000
		借入資本金	51,083,769,295
		剰余金	27,045,726,616
		資本剰余金	26,718,463,890
		利益剰余金	327,262,726
		(うち当期純利益)	(162,414,921)
		資本合計	84,474,517,911
資産合計	117,009,953,991	負債・資本合計	117,009,953,991

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 8,325,745,154円

別表3

平成元年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収入

(単位 円)				
区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	5,257,043,000	5,290,026,669	32,983,669	
第1項 営業収益	4,624,854,000	4,642,307,580	17,453,580	うち、仮受消費税 124,869,837円
第2項 営業外収益	632,189,000	647,719,089	15,530,089	855,378円

支出

(単位 円)				
区 分	予 算 額	決 算 額	不用額	備 考
第1款 水道事業費用	5,073,698,000	5,018,907,579	54,790,421	
第1項 営業費用	3,088,686,000	3,041,940,827	46,745,173	うち、仮払消費税 26,651,528円
第2項 営業外費用	1,984,012,000	1,976,966,752	7,045,248	366,557円
第3項 予備費	1,000,000		1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

(単位 円)				
区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	8,825,936,000	8,826,974,609	1,038,609	
第1項 企業債	5,006,000,000	5,006,000,000	0	
第2項 補助金	2,650,577,000	2,650,577,000	0	
第3項 出資金	878,357,000	878,357,000	0	
第4項 負担金	33,423,000	33,423,000	0	
第5項 借入金	200,000,000	200,000,000	0	
第6項 固定資産売却代金	12,421,000	12,426,017	5,017	うち、仮受消費税 90円
第7項 雑収入	45,158,000	46,191,592	1,033,592	1,349,576円

支出

(単位 円)				
区 分	予 算 額	決 算 額	年度繰越 翌繰上	不用額
第1款 資本的支出	10,763,805,000	10,652,469,284	98,324,000	13,011,716
第1項 建設費	8,649,881,000	8,538,546,472	98,324,000	13,010,528
第2項 債借	813,924,000	813,922,812	0	1,188
第3項 投資	1,300,000,000	1,300,000,000	0	0

(うち、仮払消費税202,295,719円)

工業用水道事業

1 事業の概況

北伊勢工業用水道事業は、四日市、北伊勢第1期、北伊勢第2期、北伊勢第3期及び北伊勢第4期事業をあわせて1日給水量85万6,400立方メートルの工業用水を北伊勢工業地帯へ、多度工業用水道事業は1日給水量6,000立方メートルを桑名郡多度町内の工場へそれぞれ供給している。

また、松阪工業用水道事業は、1日給水量3万8,200立方メートルを松阪臨海工業地帯へ、中伊勢工業用水道事業は、1日給水量1万8,650立方メートルを津市内の工場へそれぞれ供給している。

鈴鹿工業用水道建設事業は、鈴鹿市内陸部における将来の水需要に対処するため、水資源開発公団施工の三重用水事業に水源を求め、1日給水量1万4,800立方メートル(多度工業用水道事業の1万立方メートルを含む。)の工業用水を確保しようとするもので、昭和47年度から事業に参画し、水源費を負担している。

長良川河口堰関連工業用水道事業は、北伊勢地域における将来の水需要に対処するため、水資源開発公団施工の長良川河口堰建設事業に水源を求め、1日給水量67万5,000立方メートルを確保しようとするもので、昭和49年度から事業に参画し、水源費を負担している。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりである。

3 決算の状況

平成元年度決算の状況は、平成元年度三重県工業用水道事業決算書(別表3)のとおりである。

別表1

損益計算書

平成2年4月1日から

平成2年9月30日まで

(単位 円)

費		用		収		益	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	2,049,858,373	営業収益	3,371,459,194				
原水及び浄水費	823,917,239	給水収益	3,209,609,466				
配水費	105,746,466	その他営業収益	161,849,728				
業務費	162,049,419						
総係費	156,749,749						
減価償却費	800,703,500						
資産減耗費	692,000						
営業外費用	1,303,035,495	営業外収益	251,016,304				
支払利息及び企業債取扱諸費	1,205,031,580	受取利息	150,952,659				
雑支出	98,003,915	雑収益	100,063,645				
当期費用合計	3,352,893,868						
当期純利益	269,581,630						
合 計	3,622,475,498	合 計	3,622,475,498				

別表2

貸借対照表

平成2年9月30日

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	77,782,168,256	固定負債	21,133,778,452
有形固定資産	52,798,316,096	引当金	1,639,354,015
無形固定資産	23,175,463,592	その他固定負債	19,494,424,437
投資	1,808,388,568	流動負債	243,574,984
流動資産	1,020,711,983	未払金	124,521,264
現金預金	376,168,479	その他流動負債	119,053,720
未収金	531,987,584	負債合計	21,377,353,436
貯蔵品	30,559,448	資本金	32,095,190,406
前払費用	68,440	自己資本金	6,230,508,663
前払金	1,148,958	借入資本金	25,864,681,743
その他流動資産	80,770,081	剰余金	25,330,336,399
		資本剰余金	24,071,543,543
		利益剰余金	1,258,792,856
		(うち当期純利益)	(269,581,630)
		資本合計	57,425,526,805
資産合計	78,802,880,241	負債・資本合計	78,802,880,241

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 14,277,131,701円

別表3

平成元年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
第1款 工業用水道事業 収益	6,889,895,000	6,900,025,074	10,130,074	
第1項 営業収益	6,562,978,000	6,572,768,516	9,790,516	うち、仮受消費税 178,170,821円
第2項 営業外収益	317,359,000	317,687,296	328,296	" 55,330円
第3項 特別利益	9,558,000	9,569,262	11,262	

支出

(単位 円)

区分	予算額	決算額	不用額	備考
第1款 工業用水道事業 費用	6,037,594,000	5,903,998,340	133,595,660	
第1項 営業費用	3,954,964,000	3,866,593,835	88,370,165	うち、仮払消費税 44,612,906円
第2項 営業外費用	2,080,630,000	2,037,404,505	43,225,495	" 41,625円
第3項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区分	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
第1款 資本的収入	3,707,584,000	3,699,689,087	△7,894,913	
第1項 企業債	1,323,000,000	1,315,000,000	△8,000,000	
第2項 補助金	764,480,000	764,480,000	0	
第3項 出資金	659,608,000	659,608,000	0	
第4項 借入金	527,059,000	527,057,092	△1,908	
第5項 固定資産売却 代金	655,000	657,299	2,299	うち、仮受消費税 150円
第6項 雑収入	432,782,000	432,886,696	104,696	" 5,786,530円

支出

区	分	予算額	決算額	翌年度繰越額	不用額	備考	(単位 円)
第1款	資本的支出	6,743,018,636	6,434,485,019	296,126,586	12,407,031		
第1項	建設改良費	3,195,210,636	2,886,679,562	296,126,586	12,404,488		
第2項	償還	2,878,765,000	2,878,762,641	0	2,359		
第3項	債権投資	669,043,000	669,042,816	0	184		
							(うち、振払消費税73,871,518円)

電気事業

1 事業の概況

長、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺、大和谷及び蓮の8発電所(最大出力8万9,400kW)の上半期供給電力量は、目標電力量2億860万5,000kWhに対し、1億3,920万69kWhの実績となった。

蓮発電所建設事業は、建設省で建設中の蓮ダムの落差を利用し、最大出力4,800kWの発電所を建設したもので、総事業費30億9,133万6千円で昭和57年度から建設に着手し、本年4月20日から出力3,000kWで一部運転を行っている。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりである。

3 決算の状況

平成元年度決算の状況は、平成元年度三重県電気事業決算書(別表3)のとおりである。

別表1

損益計算書

平成2年4月1日から
平成2年9月30日まで

(単位 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	995,717,242	営業収益	1,456,898,492
宮川第一水力発電費	70,025,593	電力料	1,453,131,368
宮川第二水力発電費	181,504,110	その他営業収益	3,767,124
宮川第三水力発電費	63,969,732		
長水力発電費	20,660,141		
三瀬谷水力発電費	154,763,434		
大杉貯水池費	79,099,375		
青蓮寺水力発電費	13,070,400		
大和谷水力発電費	136,826,244		
蓮水力発電費	31,399,699		
一般管理費	244,398,514		
財務費用	335,305,922	財務収益	130,124,908
支払利息及び企業債取扱諸費	335,305,922	受取利息	130,124,908
営業外費用	55,600	営業外収益	44,095
雑支出	55,600	雑収益	44,095
当期費用合計	1,331,078,764		
当期純利益	255,988,731		
合 計	1,587,067,495	合 計	1,587,067,495

別表2

貸借対照表

平成2年9月30日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	15,022,386,823	固定負債	305,055,344
有形固定資産	13,860,983,694	引当金	305,055,344
無形固定資産	136,616,109	流動負債	420,647,142
投 資	1,024,787,020	未払金	197,726,558
流動資産	2,542,127,240	未払費用	186,703,975
現金預金	2,284,094,546	その他流動負債	36,216,609
未収金	249,445,378	負債合計	725,702,486
貯蔵品	2,148,038	資本金	14,272,498,846
前払金	3,988,663	自己資本金	4,275,078,000
その他流動資産	2,450,615	借入資本金	9,997,420,846
		剰余金	2,566,312,731
		資本剰余金	885,630,298
		利益剰余金	1,680,682,433
		(うち当期純利益)	(255,988,731)
		資本合計	16,838,811,577
資産合計	17,564,514,063	負債・資本合計	17,564,514,063

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 9,644,780,358円

別表3

平成元年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的收入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 電気事業収益	3,026,566,000	3,043,265,779	16,699,779	
第1項 営業収益	2,835,217,000	2,850,911,385	15,694,385	うち、仮受消費税 83,699,389円
第2項 財務収益	185,734,000	186,739,154	1,005,154	
第3項 営業外収益	5,615,000	5,615,240	240	

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額	備 考
第1款 電気事業費用	2,540,201,000	2,496,396,475	43,804,525	
第1項 営業費用	1,905,841,000	1,865,616,544	40,224,456	うち、仮払消費税 13,136,550円
第2項 財務費用	580,710,000	580,708,176	1,824	
第3項 営業外費用	51,650,000	50,071,755	1,578,245	
第4項 予備費	2,000,000	0	2,000,000	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的收入	783,579,000	783,589,474	10,474	
第1項 企業債	686,000,000	686,000,000	0	
第2項 補助金	96,204,000	96,204,000	0	
第3項 固定資産売却 代金	1,370,000	1,372,284	2,284	うち、仮受消費税 120円
第4項 雑収入	5,000	13,190	8,190	15円

支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	1,831,034,000	1,804,356,265	25,000,000	1,677,735	
第1項 建設費	1,051,285,000	1,024,630,553	25,000,000	1,654,447	うち、仮払消費税20,619,299円
第2項 設備費	10,000,000	9,977,610	0	22,390	(うち、仮受消費税200,610円)
第3項 準備金	325,399,000	325,398,102	0	898	
第4項 債権 投資	444,350,000	444,350,000	0	0	

平成2年第2回三重県財政状況を別冊のとおり公表する。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

「別冊」は、省略し、三重県総務部財政課及び各県民局総務調整室に備え置いて、一般の縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

○小俣町土地改良区（度会郡小俣町元町540）

退任理事

度会郡小俣町元町1823	小林正典
" " " 7289	野崎健一
" " " 7272	榎野元久
" " " 7207	竹内長七
" " " 1690	高畑行忠
" " 相合586	小林慶一
" " " 627-1	森賢一
" " 明野1726-1	橋爪嘉一
" " 7400-1	浜口勝太郎
" " 8071	西野一郎
" " 8052	中山政次
" " 相合887	小林幸助
" " 湯田632-1	河口悦宏
" " " 628	山崎俊次
" " 新村725	山本一郎

伊勢市上地町1434

退任監事

度会郡小俣町相合544	村田三郎
" " 1300	大西秀雄
" " 2931-7	澤山松柏

就任理事

度会郡小俣町元町1823	小林正典
" " " 1086	野崎健一

度会郡小俣町元町944-1

" " " 832

" " 宮前686

度会郡小俣町相合536-1

" " " 627-1

" " 明野1726-1

度会郡小俣町元町1025

" " " 1249

" " " 1460

" " 相合1115

" " 湯田259

" " " 532

" " 新村267

伊勢市上地町1829

就任監事

度会郡小俣町相合512-1

" " 宮前228

" " 2931-7

○村松土地改良区（伊勢市村松町4009番地）

退任理事

伊勢市村松町6-4

" " 92-3

" " 40

" " 73

" " 3879-1

" " 3911

" " 3905

" " 3862

" " 3842-20

" " 3780-28

" " 3766-2

" 有滝町1999

" " 2080-1

" " 226-2

退任監事

伊勢市村松町36

榎野元久
青山正憲
高畑一郎
森敦夫
森賢一
橋爪嘉一
原田登
西野一郎
西山實
中川英一
林幸男
村田昭嘉
山本慶次
野口丈栄門

桜井廣行
大西正義
澤山松柏

濱口政太郎
西村和春
濱口嗣郎市
中川潤一郎
堀江幸雄
森下三男
堀内清尚
中村勉
濱口正美
森下隆生
中山重努
中村重一
高橋辰次

濱口昌弘

伊勢市有滝町608-1 橋 爪 松 男
 " 植山町56 田 畑 明 男
 就任理事
 伊勢市村松町17-1 西 村 茂
 " " 449 竹 内 稔
 " " 40 濱 口 嗣郎市
 " " 70 中 川 安 政
 " " 3879-1 堀 江 幸 雄
 " " 3905 堀 内 齋 齋
 " " 4003 濱 口 秋 吾
 " " 3996 濱 口 義 三
 " " 3842-20 中 村 勉
 " " 3780-28 濱 口 正 美
 " " 3766-2 森 下 隆 生
 " 有滝町1999 中 山 努
 " " 2080-1 中 村 重 一
 " " 226-2 高 橋 辰 次

就任監事

伊勢市村松町36 濱 口 昌 弘
 " 有滝町608-1 橋 爪 松 男
 " 植山町32 杉 浦 宮 雄

○員弁町藤溜土地改良区(員弁郡員弁町大字笠田新田111)

退任理事

員弁郡員弁町大泉1457-4 加 藤 峰 男
 " " 西方722 伊 藤 実 実
 " " " 1947-1 若 松 茂 生
 " " 大泉854 渡 辺 茂 生
 " " " 807 岩 田 優 衛
 " " " 739 近 藤 文 衛
 " " 大泉新田394-2 坪 井 秋 夫

退任監事

員弁郡員弁町大泉814 出 口 潔
 " " " 1617-1 若 松 芳 隆
 " " 畑新田410-1 小 林 秋 夫

就任理事

員弁郡員弁町北金井1973-2 若 松 悟

員弁郡員弁町大泉1569 位 田 久一郎
 " " " 1586 加 藤 新 一
 " " " 854 渡 辺 茂 生
 " " " 807 岩 田 優 衛
 " " " 739 近 藤 文 衛
 " " 大泉新田316-1 水 谷 国 治

就任監事

員弁郡員弁町大泉814 出 口 潔
 " " " 1139-1 伊 藤 緑 郎
 " " 畑新田410-1 小 林 秋 夫

○六把野井水土地改良区(員弁郡員弁町大字笠田新田111)

退任理事

員弁郡員弁町上笠田2076 太 田 嘉 明
 " " " 1992-1 太 田 忠 敏
 員弁郡員弁町東一色481 三 輪 正 則
 " " 大泉1205 出 口 治 良
 " " 北金井943-1 日 柴 喜 正
 " " " 1394-1 種 村 強 夫
 " " 下笠田1482 市 川 又 夫
 " " 楚原336-1 服 部 善 接
 " " 御園336 渡 辺 正 市
 " " 西方340 日 下 部 捨 一
 " 東員町鳥取654 水 谷 常 太郎
 " " 八幡82-1 中 村 浅 春
 " " 大木470-1 近 藤 由 依
 " 北勢町麻生田2709 渡 辺 男

退任監事

員弁郡北勢町麻生田2721 和 波 清太郎
 " 東員町大木627 近 藤 久 男
 " 員弁町御園263-1 渡 辺 一 博
 " " 西方315 日 下 部 進

就任理事

員弁郡員弁町上笠田2076 太 田 嘉 明
 " " " 1992-1 太 田 忠 敏
 " " 東一色481 三 輪 正 則
 " " 大泉1205 出 口 治

員弁郡員弁町北金井943-1

日紫喜 正 良

“ “ “ 1394-1

種 村 強

“ “ 下笠田1482

市 川 又 夫

“ “ 楚原315

近 藤 和 夫

“ “ 御園336

渡 辺 正

“ “ 西方340

日下部 捨 市

員弁郡東員町鳥取654

水 谷 常 一

“ “ 八幡82-1

中 村 浅太郎

“ “ 大木470-1

近 藤 由 春

“ 北勢町麻生田272-1

和 波 清太郎

就任監事

員弁郡北勢町麻生田2704-1

伴 幸 雄

“ 員弁町東一色785

伊 藤 周太夫

“ 東員町八幡519

伊 藤 伴 道

“ 員弁町下笠田1376

小 林 善 道

○掠本土地改良区（安芸郡芸濃町掠本1845）

退任理事

安芸郡芸濃町掠本516-1

佐 野 進

“ “ “ 581

駒 田 敏 博

“ “ “ 654-1

堀 利 彦

“ “ “ 618-1

古 市 昭 夫

“ “ “ 727-2

古 市 博 造

“ “ “ 1811-3

高 橋 義 雄

“ “ “ 818

松 本 耕 一

“ “ “ 4414-2

小 粥 八太郎

“ “ “ 923-1

横 山 裕 哉

安芸郡芸濃町掠本2685

水 谷 嘉 秀

“ “ “ 2713-3

鈴 木 和 夫

“ “ “ 1900

横 山 和 俊

“ “ “ 3124-1

高 士 常 男

“ “ “ 3530-2

今 田 昭 三

“ “ 大字林1818

若 林 典 次

“ “ 大字中繩164-3

家 木 五 生

退任監事

安芸郡芸濃町掠本1589

伊 藤 正 孝

“ “ 593

西 東 稔

安芸郡芸濃町大字林1804-4

小 林 藤吉郎

就任理事

安芸郡芸濃町掠本437-2

横 山 清 巖

“ “ “ 574

堀 利 平 彦

“ “ “ 612

小 林 利 芳

“ “ “ 706-17

臼 井 敏 一 生

安芸郡芸濃町掠本5131-11

竹 尾 安 弘

“ “ “ 4372-1

北 山 田 昭 德

“ “ “ 772

岡 田 弘 昭

“ “ “ 1807

伊 藤 実 昇

“ “ “ 1826

駒 田 信 晴

“ “ “ 1910-1

高 橋 秋 次 夫

“ “ “ 1907

横 山 信 正

“ “ “ 4308

駒 田 正 新 也

“ “ “ 3713-1

吉 田 荒 木 一 雄

“ “ “ 3578-4

今 井 康 郎

“ “ 大字林388

“ “ 大字中繩135-1

就任監事

安芸郡芸濃町掠本660-2

伊 藤 登 郎 生

“ “ “ 4312

伊 藤 增 明

“ “ 大字中繩236-1

○一志第一土地改良区（一志郡一志町高野1198番地の2）

退任理事

一志郡一志町大字高野1116

稲 垣 久 夫

“ “ “ 1151

田 中 道 和

“ “ 大字田尻565

伊 藤 實 男

“ “ 大字高野1135

野 末 巧 勇

“ “ “ 1401

北 林 勇 勉

“ “ 大字其倉227

瀬 川 行 夫

“ “ 大字日置359

三 島 芳 一

久居市庄田町2931

岸 江 芳 一

退任監事

一志郡一志町大字高野1233の2

西 田 了 武

“ “ “ 1247の1

稲 垣 了 武

就任理事

一志郡一志町大字高野1116

“ “ “ 1151

“ “ 大字田尻565

“ “ 大字高野1106

“ “ “ 1401

“ “ 大字其倉227

一志郡一志町大字日置359

久居市庄田町2961

就任監事

一志郡一志町大字高野1233の2

“ “ “ 1247の1

○小解田土地改良区(員弁郡藤原町大字市場115番地)

退任理事

員弁郡藤原町大字上相場2728

“ “ “ 2697

“ “ “ 2681

“ “ “ 2429

員弁郡藤原町大字上相場2776

“ “ “ 2683

“ “ 大字上之山田309-1

“ “ “ 584

“ “ “ 759

“ “ “ 662

“ “ “ 964

“ “ “ 1005-2

退任監事

員弁郡藤原町大字上相場2738

“ “ “ 1263の1

“ “ “ 924

就任理事

員弁郡藤原町大字上相場2770の1

“ “ “ 2697

“ “ “ 2681

“ “ “ 2429

“ “ “ 2776

“ “ “ 2683

稲垣久夫

田中道和

伊藤實男

稲垣石夫

北林勇

瀬川勉

三島行夫

前川千廣

西田了

稲垣武

林安男

伊藤敏雄

伊藤源一

近藤忠郎

近藤定巳

伊藤輝男

林實男

藤田信一

岡正一

岡弘和

川瀬好信

畑中護

伊藤俊樹

岡義治

近藤利雄

伊藤敏雄

伊藤源一

近藤忠郎

近藤定巳

伊藤輝男

員弁郡藤原町大字上相場1295

“ “ 大字上之山田584

“ “ “ 759

“ “ “ 662

“ “ “ 964

“ “ “ 1005の2

就任監事

員弁郡藤原町大字上相場2750

“ “ “ 1263の1

員弁郡藤原町大字上相場924

○員弁町大溜土地改良区(員弁郡員弁町大字笠田新田111)

退任理事

員弁郡員弁町笠田新田1182-1

“ “ 楚原708

“ “ 笠田新田655

“ “ “ 1158

“ “ 大泉新田100-1

“ “ “ 418

“ “ “ 743-1

“ “ “ 90-1

“ “ 上笠田1690

退任監事

員弁郡員弁町上笠田1791

“ “ 大泉新田152

“ “ 笠田新田341-3

就任理事

員弁郡員弁町笠田新田1182-1

“ “ “ 1119

“ “ “ 853-2

“ “ “ 1046

“ “ “ 743-1

“ “ “ 941

“ “ “ 442

“ “ 大泉新田511-1

“ “ 上笠田1791

就任監事

伊藤春男

藤田信一

岡正一

岡實和

岡弘和

川瀬好信

伊藤重嗣

伊藤俊樹

岡義治

二井徳生

渡部正次

多湖直夫

多湖一美

水谷勘六

伊藤秀伸

水谷喜義

安藤正敏

二ノ湯力男

太田昭広

安藤大司

渡部和彦

二井徳生

多湖和正

若尾忠雄

水谷喜義

岩田英樹

坪井利治

坪井栄司

太田昭広

員弁郡員弁町宇野195	二ノ湯	専	弥
" " 大泉新田596-2	川	添	政
" " 笠田新田358	渡	部	勇

○員弁池土地改良区(員弁郡員弁町大字笠田新田111)

退任理事

員弁郡員弁町楚原313-2	二井		清
" " 笠田新田1182-1	二井	徳	生
" " 下笠田1353	和波	久	敬
" " 西方719	伊藤	行	男
" " 石仏1916-2	和田	喜久	男
" " 東一色767-2	水谷	九郎	
" " " 2545	伊藤	源	衛
" " 畑新田163	位田	茂	男
" " 東一色1957-2	佐藤	正	一
" 東員町八幡新田76	岡田	久夫	
" " 鳥取1055	安道	正	秀
" " 八幡2283	鈴木	久之助	
" 員弁町大泉1457-4	加藤	峰	男
" " 宇野195	二之湯	正	男
" " 大泉新田100-1	水谷	勘	六
" " 大泉724	近藤	はつを	

退任監事

員弁郡員弁町楚原649	渡辺	善	則
" " 笠田新田281	渡辺		勇
" " 東一色502	出口	藤三郎	
" 東員町大木484	中村	忠	男

就任理事

員弁郡員弁町楚原313-2	二井		清
" " 笠田新田1182-1	二井	徳	生
" " 下笠田1353	和波	久	敬
" " 西方719	伊藤	行	男
" " 石仏1916-2	和田	喜久	男
" " 東一色767-2	水谷	九郎	
" " " 2545	伊藤	源	衛
" " 畑新田163	位田	茂	男
" " 東一色1957-2	佐藤	正	一

員弁郡東員町八幡新田76	岡田	久夫
" " 鳥取1055	安道	正秀
" " 八幡2283	鈴木	久之助
" 員弁町北金井1973-2	若松	悟
" " 宇野313	二ノ湯	重郎
" " 大泉新田743-1	水谷	喜義
" " 大泉807	岩田	優

就任監事

員弁郡員弁町畑新田549	松尾	繁之
" " 東一色1827	服部	賢
" 東員町大木484	中村	忠雄
" 員弁町笠田新田281	渡辺	勇

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、伊賀町営土地改良事業(構造政策推進モデル集落整備事業山畑地区小規模土地基盤整備)を平成2年12月10日認可した。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、桜北土地改良区の換地計画(桜北地区)認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る書類関係を次のとおり縦覧に供する。

平成2年12月21日

三重県知事 田川亮三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成2年12月21日から平成3年1月10日まで
- 3 縦覧の場所
四日市市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により松阪都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成2年12月21日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 都市計画の種類
松阪市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県土木部都市計画課

毎週火、金曜日発行

購読料：送料共：1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成2年12月21日印刷発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課